【法令・動向】 安全衛生優良企業公表制度はじまる

国は、従業員の安全や健康を守ろうと積極的に取り組む企業を評価・公表する「安全衛生優良企業公表制度」 を平成27年6月にスタートしました。

準拠:基発0320第2号 平成27年3月20日 厚生労働省労働基準局長通達。

「安全衛生優良企業公表制度」とは、従業員の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全 衛生水準を維持している企業を、厚生労働省が認定・公表するもので、2015年6月から申請の受付を開始し ました。

安全衛生優良企業へ与えられることになった標章【エンブレム】





この標章を表示できる企業には多くのメリットが生ずる!!

認定を受けるには、下記の必要項目をすべて満たしたうえ、加点項目について一定の評価点に達していることが求められています。

必要項目①:過去3年の状況

- ・ 労働関係法令の重大な違反がない
- 労働災害発生状況等が同業種平均に比べ低い
- ・ 法令違反を理由に国から企業名を公表されていない

必要項目②:現在の取り組み

- 安全衛生に取り組む体制の整備
- ・ 企業のトップも含む全社的な取組

加点項目 : 積極的な取組の評価

・ 安全衛生活動の推進のための取組

- 健康保持増進対策
- メンタルヘルス対策
- 過重労働防止対策
- 受動喫煙防止対策
- ・ 安全対策(リスクアセスメント等)―製造業・建設業等に限る―

そして、今回、新たに追加された WEB サイト「安全衛生優良企業公表制度」のページには、この制度の説明や、認定を希望する企業が制度への申請が可能かをウエブ上で確認できる「自己診断」などが掲載されています。

具体的には、必要項目の問いが設けられ、項目の合計点が一定の点数以上でなければならないなど、いくつかのハードルがあり、問いに回答し診断を受けてみると、企業が優良企業となるためにはどのような取組が必要なのかコメントが表示されるようになっています。

今回の制度は、事業場の申請でなく企業単位の申請・公表で認定期間は3年間となっています。

認定のメリットとしては、厚生労働省のホームページで企業名が公表され、また、前掲の『安全衛生優良企業マーク:緑色の標章』【エンブレム】 を名刺や商品・製品・サービスや広告、掲示などに使用して、幅広くさまざまな場所で、安全・健康で働きやすい企業であることを PR・アッピールすることができ、ひいては、人材確保も期待できるようになります。

多くの事業場を抱える企業ほど難しく事業場の数が少ない中小企業が認定されやすい傾向がある制度と言えます。具体的には、本社を管轄する労働局を通じて申請し、認定されると厚生労働省のホームページで公表されます。

そこで、早速に、みなさん方の企業でも、この制度に呼応して、自社が、認定を受けられるようになるためには、どのような取り組み活動が必要なのかを、自己診断することから始めてみましょう。

詳しくは、厚生労働省【職場のあんぜんサイト】又は【http://anzeninfo.mhlw.go.jp】をご参照ください。

以上

≪一般社団法人東京技能者協会/一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部≫